

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

第1条 養ほう振興法施行細則（昭和31年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県養蜂振興法施行細則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林水産省令第45号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(蜜蜂の飼育届)</u></p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、<u>蜜蜂の飼育の場所を管轄する家畜保健衛生所長に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(転飼養蜂の許可申請書)</u></p> <p>第3条 <u>省令第2条に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>(蜂蜜の表示)</u></p> <p>第4条 <u>省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、様式第3号によるものとする。</u></p> <p><u>(身分を示す証明書の様式)</u></p>	<p>養ほう振興法施行細則</p> <p><u>(届出書の様式)</u></p> <p>第1条 <u>養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によらなければならない。</u></p> <p><u>(転飼許可申請書)</u></p> <p>第2条 <u>養ほう振興法施行規則（昭和30年農林水産省令第45号。以下「省令」という。）第2条に規定する申請書は、別記様式第2号によるものとし、別記様式第3号によるほう場貸与同意書及びその附近の見取図を添え、毎年1月31日までに家畜保健衛生所長を経て知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(はちみつの表示の様式)</u></p> <p>第3条 <u>省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、別記様式第4号によるものとし、その大きさは、はちみつの容器の形状、大きさ等に相応したものにしなければならない。</u></p>

<p>第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書 は、様式第4号によるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の 施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
--

第2条 養ほう振興法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
電話番号
氏名又は名称及び代表者の氏名



養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届（蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼育期間
		1月1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 12月31日まで

- 備考
- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 2 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。
 - 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
 - 4 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。
 - 5 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整及び防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

様式第2号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
電話番号
氏名又は名称及び代表者の氏名

印

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育管理者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。
- 3 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。
- 4 本申請書に記載された内容については、蜂群の配置調整及び防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。
- 5 転飼しようとする場所の土地の所有者又は使用権者の次の様式による同意書及び付近の見取図を添付すること。

蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場の所在地名及び番地	地 目	貸与予定期間	摘 要

養蜂振興法により転飼許可を得た場合には上記のとおり私所有（使用中）の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地の所有者又は使用権者

住 所
氏 名

印

様式第3号（第4条関係）

(1) 添加物のない場合

内 容 重 量	グラム
添 加 物	なし

(2) 添加物のある場合

内 容 重 量	グラム
添 加 物 の 種 類	
添 加 物 の 割 合	パーセント

備考 蜂蜜の容器の形状、大きさ等に相応した大きさにすること。

様式第4号（第5条関係）

(表)

養蜂振興法第九条第一項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書	
--------------------------------------	--

(裏)

<p>第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に 関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、 事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の 状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身 分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第十三条（罰則） 第九条第一項の規定による報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規 定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">(養蜂振興法(抄) (報告及び立入検査))</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;"> 写 真 </div> <p style="text-align: center;">(縦30^ミリ、横25^ミリ)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日交付 職 氏名 氏名 氏名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">印</p>
---	---

備考 用紙の大きさは、縦90ミリ、横120ミリとし、中央点線で2つ折りにすること。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。